

7 障第 3143 号
令和 8 年 3 月 4 日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

令和 8 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について
(通知)

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法における介護給付費等の算定は「平成 18 年厚生労働省告示第 523 号」又は「平成 24 年厚生労働省告示第 122 号」に基づき、給付費等算定に係る届出書を岡崎市に届け出ることとなっています。

令和 8 年 4 月以降の給付費等算定に係る体制等に関する届出書（以下「加算届」という）について、下記のとおりといたします。

また、4 月 1 日異動の変更届については、人事異動に伴う人員配置の変更などにより事務負担が大きくなる観点から、加算届と併せて令和 8 年 4 月 15 日（水）を期限とします。

なお、届出に必要な別紙は、令和 8 年度より標準様式に変更していますので、添付又は市障がい福祉課ホームページに掲載の標準様式に記入して提出して下さい。

記

1 提出対象の事業所

令和 8 年 4 月以降に、算定する基本報酬及び加算の単位数又は区分に変更がある障がい福祉サービス等事業所

※ 下記(1)及び(2)について、令和 7 年度の実績をもとに基本報酬及び加算の単位数等に変更がないか確認し、変更がある場合は加算届を提出すること。また、(3)について、4 月 1 日より減算が適用される事業所は加算届を提出すること。

例)

○届出が必要な場合

- ・福祉専門職員配置等加算を（Ⅲ）から（Ⅱ）に変更
- ・児童指導員等加配加算の区分を常勤専従 5 年以上から常勤換算 5 年以上に変更
- ・処遇改善加算を（Ⅱ）から（Ⅰ）に変更

○届出が不要な場合

- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）を常勤職員の割合から勤続 3 年以上の職員の割合に変更
- ・児童指導員等加配加算の区分自体に変更はないが、加配に該当する常勤職員が変わる

(1) 前年度実績に基づき算定する基本報酬

サービス	前年度実績
生活介護	平均障がい支援区分
就労移行支援	就労定着実績
就労継続支援A型	評価点（スコア）
就労継続支援B型※	平均工賃月額
就労定着支援	就労定着率
児童発達支援	未就学児の割合
地域移行支援	地域移行の実績

※臨時報酬改定により令和8年6月より基本報酬区分の基準の見直し予定

(2) 前年度実績に基づく加算を算定する事業所

加算	サービス	前年度実績
特定事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	人材要件のうち従業者に関する要件
		重度障がい者対応要件
人員配置体制（Ⅰ）～（Ⅲ）	生活介護	平均障がい支援区分
視覚・聴覚言語障がい者支援体制	施設入所、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労選択、就労移行、就労A、就労B、GH	該当障がい者の前年度利用日数
重度障がい者支援	施設入所	医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者等の割合
地域移行支援体制	施設入所	退所から6か月以上GHや賃貸等により地域で生活している利用者の数
通勤者生活支援	宿泊型自立訓練	通常の事業所に雇用されている者の割合
夜間支援等体制（Ⅰ）・（Ⅱ）	宿泊型自立訓練、GH（日中サービス支援型は除く）	夜間支援対象者数（GHは住居ごと）
移行準備支援体制	就労移行	施設外支援実施率
重度障がい者支援体制	就労A、就労B	障がい基礎年金1級受給者数
就労移行支援体制※	生活介護、自立訓練、就労A、就労B	就労定着実績
就労定着実績体制	就労定着	就労定着実績
特定事業所集中減算	就労選択	同一事業者の事業所につなげた利用者の割合
高次脳機能障がい	生活介護、就労選択	高次脳機能障がい者の割合

者支援体制		
目標工賃達成	就労B	平均工賃月額
看護職員加配	児童発達支援、放デイ	医療的ケアスコア

※令和8年4月より要件の見直し予定

- ・一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限を設定
- ・他事業所を含め過去3年間に算定実績がある利用者は除外

(3) 令和8年4月から新たに適用又は要件が変更される減算

減算	サービス	減算の内容
情報公表未報告減算	全サービス（就労選択除く）	令和6年度分経営情報の未報告
地域移行等意向確認体制未整備減算	施設入所	担当者の選任、指針の策定、意向確認、サビ管等への報告の未実施
特定事業所集中減算	就労選択	同一事業者の事業所につなげた利用者の割合

2 提出書類

下記の書類を、別添「加算の算定に必要な書類一覧」に記載のある別紙及び添付書類とともに提出すること。

書類	作成上の留意事項
加算届出書 (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・異動年月日に令和8年4月1日と記入 ・特記事項欄に変更前後の事由を記入（別紙参照）
介護（障がい児）給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1又は1-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月時点で作成すること ・適用年月日の欄を記入すること 例）令和8年4月から算定又は区分異動⇒R8.4.1 以前から変更なし⇒空欄
勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月時点で作成すること ・資格欄に配置や加算算定に必要な資格、修了した研修又は実務経験年数を記入すること ・法人内の事業所間で兼務している場合、兼務先の事業所名、職種、勤務時間数を記入すること ・その他記載例や注釈を参考にすること
組織体制図（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の組織体制図として設置する施設・事業所を記載すること ・各施設及び事業所の名称、サービス名及び代表的な職員（管理者・サービス提供責任者・児童発達管理責任者・サービス提供責任者・相談支援専門職員）の氏名を記載すること ・多機能事業所として実施している又は本体サービスや従たる事業所と一体的に管理運営している場合は、枠線で囲うなどその旨がわかるよう図示すること

※ 届出に必要な別紙は、令和8年度より標準様式に変更しています。添付又は市障がい福祉課ホームページに掲載の標準様式に記入して提出して下さい。

加算別紙様式を掲載する市ホームページURL

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p011257.html> (者)

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1408/p023652.html> (児)

※ 加算算定のための要件を満たすことを証明する資格証等の写し、実務経験証明書等（以下「証明書等」という）を添付してください。また、運営指導等で確認を求められた際に証明書等を提出できるよう保管してください。

3 提出期限

令和8年4月15日（水）

※窓口持参又は郵送（15日（水）消印有効）にて提出すること

4 その他

- (1) 4月算定開始の加算及び5月算定開始の加算のいずれも、提出期限は令和8年4月15日（水）となります。4月16日以降に提出された場合、6月サービス提供分以降の適用になります。
- (2) 年度途中においても、加算届の提出や加算の算定は可能です。その際、変更の適用（算定される単位数が増えるものに限る。）は、届出が毎月15日以前に提出された場合には翌月から、16日以降に提出された場合には、翌々月から算定を開始することとなります。（食事提供体制加算は除く）
- (3) 加算が算定されなくなる、または加算等の単位数を減らす場合の届出については、その状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合、速やかにその旨の届出を行ってください。なお、この場合において、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定を行わないこと。
- (4) 証明書等について、発行手続きなどの相手都合による場合に限り、提出を令和8年4月30日（木）までとします。なお、この場合においても証明書等以外の加算届等については、4月15日までに提出し、当該証明書等の名称及び提出する旨記載した誓約書（任意様式）を添付してください。
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定については、新規・継続に関わらず処遇改善計画書（令和8年度）を提出する必要がありますので、詳細については別途通知します。
※ 新規に処遇改善加算を算定し始める場合又は処遇改善加算の区分を変更する場合は加算届を提出して下さい。
- (6) その他算定上留意すべきことを別紙にまとめたので参考としてください。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

(別紙)

○前年度の平均利用者数

・参照する加算を算定する事業所

前年度平均利用者数を参照する加算を令和7年度から引き続き算定する場合、事業所において適合状況を必ず確認してください。算定状況(区分異動含む)に変更がない場合はあらためて加算届の提出は不要です。

・療養介護、生活介護、短期入所(併設・空床型)、施設入所、自立訓練、就労移行、就労A・B、GH

令和7年度中に新規指定又は定員に増減があった場合(GHの住居追加含む)は、通常と計算方法が異なりますので、計算方法を確認したいなど不明点はあらかじめお問合せください。

・生活介護

サービス提供時間別に基本報酬が設定され、前年度平均利用者数を算出する際、各利用者のサービス提供時間を考慮することとなっていますので、平均利用者数算定シート(その3)を作成し、提出してください。

様式第5号 (令和3年度以降)
 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

届出者 名 称: 株式会社おかざき
 代表者の職・氏名: 代表取締役 岡崎 花子

主たる事務所の所在地: 岡崎市〇〇町〇番地〇

法人所在地、法人名称、代表者の職・氏名を記載してください。

事業所番号ごとに作成してください。

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号	
主たる事業所(施設)の名称	(フリガナ) おかざきサービス おかざきデイサービス
事業所(施設)の所在地	郵便番号(444-0000) 岡崎市△△町△番地△

今回届け出る事業について「〇」を記入してください。なお、プルダウンメニューから選択することもできます。

届出る事業所の事業の種類及び同一所在地において行う事業等の種類等	実施事業	異動等の区分	異動年月日
介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
重度訪問介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
同行援護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
行動援護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
療養介護		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
生活介護	○	1 新規 2 変更 3 終了	令和 8 年 4 月 1 日
短期入所		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
重度障害者等包括支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
付施設入所支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
訓練		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
自立訓練(機能訓練)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
宿泊型自立訓練		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
自立訓練(生活訓練)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
就労移行支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
就労継続支援(A型)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
就労継続支援(B型)	○	1 新規 2 変更 3 終了	令和 8 年 4 月 1 日
就労定着支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
付自立生活援助		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
共同生活援助		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
地域相談支援(地域移行支援)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
地域相談支援(地域定着支援)		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
特定相談支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日
障がい児相談支援		1 新規 2 変更 3 終了	令和 年 月 日

今回の届出での変更点が分かるよう該当の加算・減算の名称(区分等含む)を記入してください。変更がない(区分異動含む)加算については、記載は不要です。

特記事項	変更前 【生活介護】人員配置区分(Ⅳ型) 常勤看護職員等配置なし 【就労B】平均工資月額区分(1万5千円以上2万円未満) 就労移行支援体制(定着者数1名)	変更後 【生活介護】人員配置区分(Ⅲ型) 常勤看護職員等配置あり(常勤換算員数1名) 【就労B】平均工資月額区分(2万以上2万5千円未満) 就労移行支援体制(定着者数2名)
関係書類	別紙のとおり	



令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

令和8年2月18日
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

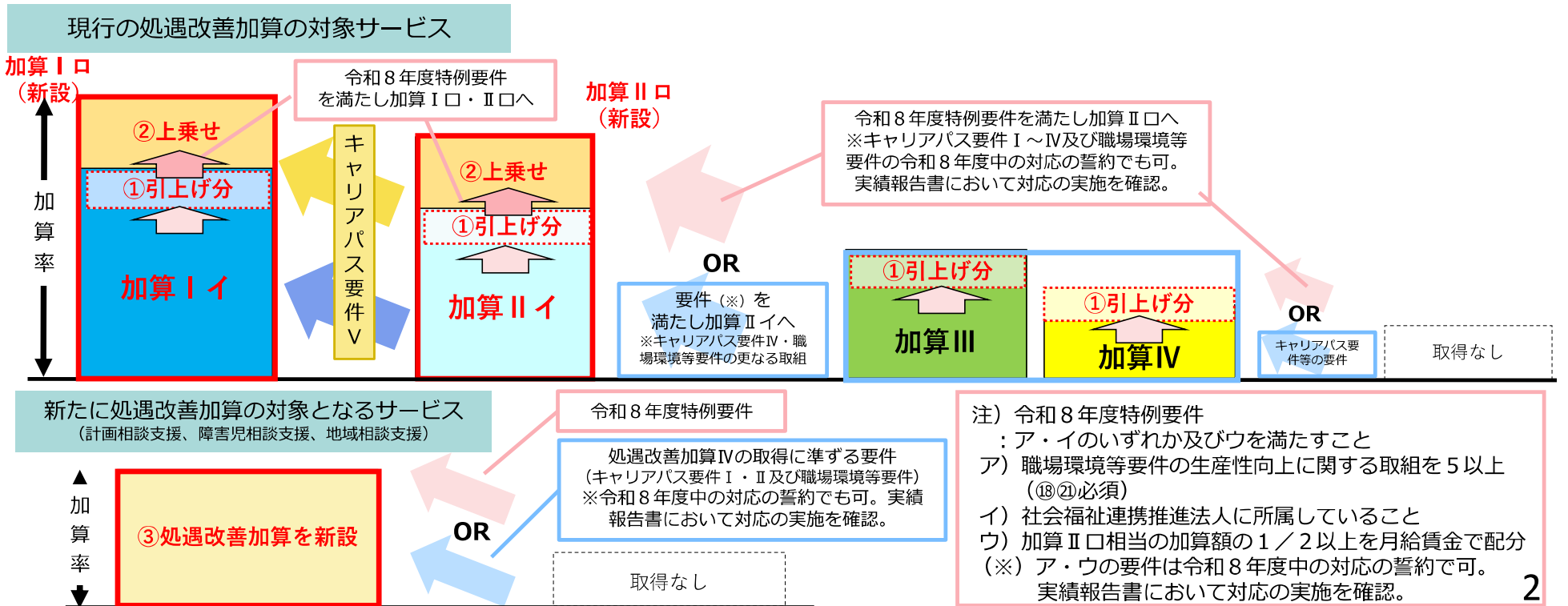
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等
2. 令和8年度における臨時応急的な見直し

1(1) 処遇改善加算の拡充①

概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。



1(1) 処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援 生活介護	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助 （介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		<ul style="list-style-type: none"> 賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） 加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分 			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○（※1）	○（※1）	◎（※2・3）	◎（※2・3）
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○（※3）	○（※3）
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○
令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組（※4）				
	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は 令和8年度中の対応の誓約で可			加算Ⅰ・Ⅱを取得した 事業者の福祉・介護職員分の 加算率を上乗せ	

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）+ b.全体から8以上（*）

(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・㊸必須）+ d.全体から14以上（*）

(※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（*）のいずれかを満たしていれば可

(※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（㊸㊹必須）（*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（*）

(*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

(参考) 職場環境等要件(令和8年度)

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上) + 全体から8
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上うち⑩は必須) + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可) ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等を担当する担当者)制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

1(2) 国庫負担基準の見直し

概要

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

- 障害者総合支援法では、障害福祉サービスに係る国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービス提供のばらつきをなくすため、訪問系サービスにおける市町村に対する国庫負担の上限を定めている。
- 今般、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行う。【告示改正・令和8年6月施行】

単位数

○令和6年4月～

居宅介護利用者

区分1	3,100単位 (6,410単位)
区分2	4,010単位 (7,270単位)
区分3	5,890単位 (9,190単位)
区分4	11,070単位 (14,320単位)
区分5	17,730単位 (20,980単位)
区分6	25,500単位 (28,800単位)
障害児	9,950単位 (13,270単位)

※カッコ内は通院等(乗降)介助あり

(介護保険対象者)

区分5	1,100単位
区分6	1,810単位

重度訪問介護利用者

区分4	28,940単位
区分5	36,270単位
区分6	62,050単位

(介護保険対象者)

区分4	14,620単位
区分5	15,290単位
区分6	22,910単位

同行援護利用者

区分に関わらず	13,870単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	15,680単位
区分4	21,130単位
区分5	28,100単位
区分6	36,520単位
障害児	19,950単位

重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,480単位
介護保険対象者	67,680単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用して
おらず、居宅介護、重度訪問介護、同
行援護又は行動援護の利用者

区分6	74,310単位
介護保険対象者	45,510単位

○令和8年6月～

居宅介護利用者

区分1	3,170単位 (6,550単位)
区分2	4,090単位 (7,420単位)
区分3	6,010単位 (9,380単位)
区分4	11,300単位 (14,620単位)
区分5	18,100単位 (21,420単位)
区分6	26,040単位 (29,410単位)
障害児	10,160単位 (13,550単位)

※カッコ内は通院等(乗降)介助あり

(介護保険対象者)

区分5	1,120単位
区分6	1,850単位

重度訪問介護利用者

区分4	29,400単位
区分5	36,850単位
区分6	63,040単位

(介護保険対象者)

区分4	14,780単位
区分5	15,430単位
区分6	23,130単位

同行援護利用者

区分に関わらず	14,670単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	16,100単位
区分4	21,700単位
区分5	28,860単位
区分6	37,510単位
障害児	20,490単位

重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,870単位
介護保険対象者	67,950単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用して
おらず、居宅介護、重度訪問介護、同
行援護又は行動援護の利用者

区分6	75,870単位
介護保険対象者	46,460単位

2(1) 就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
 - また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。
- ※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
 - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し (令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	676単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	660単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	624単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	746単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	724単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	696単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	676単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	660単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	641単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	637単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	624単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	606単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	700単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	636単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	620単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	600単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	586単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	700単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	679単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	654単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	636単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	620単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	602単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	600単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	586単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	569単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	688単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	625単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	609単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	589単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	575単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	688単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	668単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	643単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	625単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	609単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	591単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	589単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	575単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	558単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費（I）】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	605単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	590単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	570単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	621単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	605単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	590単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	573単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	570単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	748単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	669単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	649単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	614単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	596単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	580単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	557単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	544単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位

<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	748単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	726単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	695単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	669単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	649単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	637単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	618単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	614単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	596単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	618単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	596単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	580単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	563単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	557単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	544単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	528単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	625単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	599単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	561単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	545単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	525単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	511単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位



＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	625単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	607単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	599単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	582単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	561単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	545単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	529単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	525単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	511単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	496単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	614単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	588単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	551単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	535単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	515単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	501単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	614単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	596単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	588単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	571単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	551単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	535単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	519単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	515単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	501単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	486単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	594単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	533単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	518単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	498単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	485単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	594単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	577単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	551単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	533単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	518単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	503単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	498単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	485単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	471単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	682単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	611単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	594単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	572単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	682単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	662単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	634単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	611単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	594単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	577単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	572単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	609単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	547単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	532単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	511単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	497単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	609単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	591単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	567単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	547単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	532単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	517単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	511単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	497単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	483単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	564単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	541単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	508単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	493単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	474単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	461単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	554単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	498単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	483単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	465単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	452単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	564単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	548単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	541単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	525単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	508単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	493単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	479単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	474単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	461単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	448単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	554単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	538単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	515単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	498単位
(C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合	484単位
(四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合	483単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	469単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	465単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	452単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	439単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	535単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	480単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	467単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	449単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	437単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位



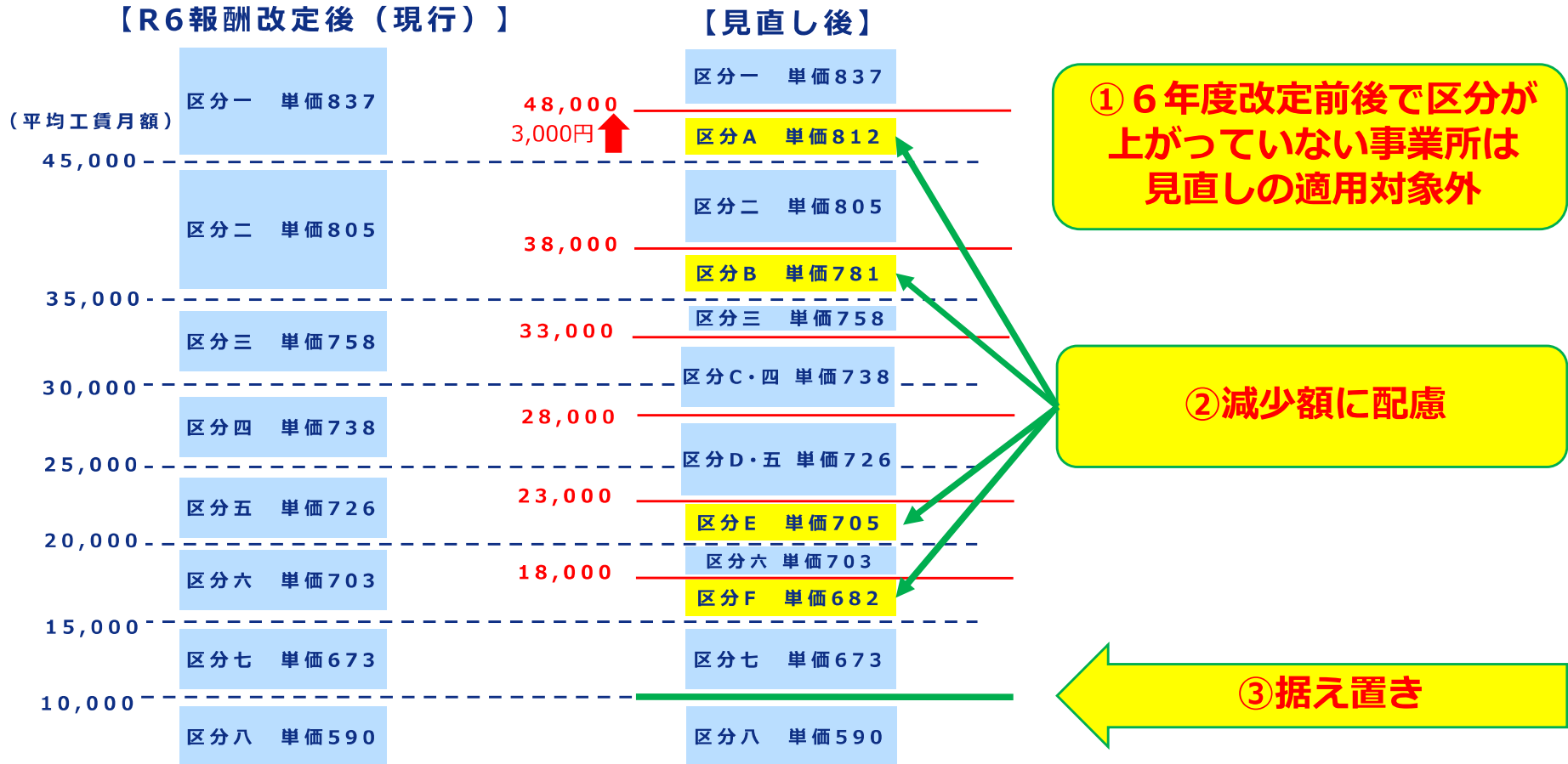
<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	535単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	519単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	497単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	480単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	467単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	453単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	449単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	437単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	424単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、**報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、**
 - ① **令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても**基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設**
 - ③ **令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**
- 配慮措置を講ずる。

※人員配置基準 6 : 1、定員20名以下の場合



① 6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は見直しの適用対象外

② 減少額に配慮

③ 据え置き

2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい

※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

(参考①) 配慮措置の対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ)

【重度障害者支援加算(Ⅰ)】(共同生活援助のみ)

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算(Ⅱ)】(共同生活援助のみ)

- 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】(共同生活援助のみ)

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算(Ⅳ)】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

(参考②) 配慮措置の対象

(基本報酬)

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬(医療的ケア区分1～3)】

- 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

(加算)

◎児童発達支援

【強度行動障害児支援加算】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

◎放課後等デイサービス

【強度行動障害児支援加算(Ⅰ)】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【強度行動障害児支援加算(Ⅱ)】

- 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算

(参考③) 配慮措置の対象

○ 特別地域加算の対象地域

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※ 「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚労告第176号)、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」(平24厚労告第233号)に該当する地域

令和8年2月6日時点

令和8年度報酬改定Q&A（案）

「応急的な報酬単価の特例」

1. 基本報酬改定全般

（報酬改定の意義1）

問1 事業所増加による自立支援費の増加は、障害児者の利用環境の充実の一面もあり、特に共同生活援助は地域移行や親亡き後の受け皿という側面もある。新規事業所数の抑制は利用者の利用機会を奪うことにつながりかねないと思えるがいかがか。

（報酬改定の意義2）

問2 今回の報酬改定の目的の一つに持続可能性を掲げていたが、報酬は利用者を単位として算定するため、事業所数の抑制ではなく、報酬単価を下げるか利用者を減らすことで達成可能である。持続可能性確保を目的とした新規事業所数抑制は合理的でないと思えるが如何か。

（答）

障害福祉サービスについては、予算額が大きく増加している中、引き続き人材確保が課題となっており、本来の制度趣旨に沿わないで加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況がある。

そのため、今般、収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用することとしたもの。

なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に配慮し、一定の要件の下、応急的な報酬単価の対象外とする措置を講じる予定。

（応急的な報酬単価の内容）

問3 具体的にどれくらいの報酬が引き下げになるのか。未定の場合、いつ示されるのか。

（答）

1月22日の障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは、対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、1%強～3%弱程度の引下げ幅についてお

令和8年2月6日時点

示した。今後、更なる詳細については2月中にも明らかにする予定。

(駆け込み対策について)

問4 今回の報酬改定により令和8年6月以前の駆け込み申請が起こるのではないか。

(答)

指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましいことから、いわゆる「駆け込み申請」に対して特段配慮する必要はない。

また、あわせて、人員配置基準上の管理者、サービス管理責任者、生活支援員等の従業者について、過剰な兼任等により勤務態勢を確保していると疑われる場合等には、申請者からのヒアリングや現地調査等を通じて適切な人員配置となっているか十分に確認していただきたい。

(サービスの質の確保)

問5 今回の報酬改定の目的の一つにサービスの質の担保を掲げているが、報酬に差を設けると、既存事業所との競争のなかで、質の担保を損なう恐れがあるのではないか。また、必要以上に新規事業所が増えるのを防ぐだけでなく、既存事業所のサービスの質の向上を図る必要があるのではないか。

(答)

費用の急増、人材不足の状況の中で、今回の措置を通じて、過度な新規参入を抑制することも必要であると考えており、令和9年度報酬改定までの措置として、臨時応急的に行うもの。

また、これまでも、「指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン」や「児童発達支援・放課後等デイサービスガイドライン」を通知しており、さらに今年度中に共同生活援助ガイドラインを通知する予定であるなど、既存事業所のサービスの質の確保にも取り組んでいる。

特に、グループホームについては、今後、研修の受講や一定の実務経験を管理者の要件とすることや、生活支援員・世話人向けの研修カリキュラム等を開発すること等を検討している。

令和8年2月6日時点

2. 報酬単価の特例 共通事項

(特例の適用日)

問6 今回の報酬単価の特例について、令和8年6月1日からの新規事業者に適用とあるが、詳細如何。

(答)

令和8年6月1日以降に、障害者総合支援法第36条第1項及び児童福祉法第21条の5の15第1項の指定が行われる4つの障害福祉サービス等(※)の事業所に適用する。ただし、特定の加算等を算定している場合等は適用対象外とする。

※就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

(特例の適用期間)

問7 この取組は、令和8年度に限ったものなのか、令和9年度以降も続くものなのか。

(答)

応急的な報酬単価については、あくまで令和9年報酬改定までの間のみ適用することとしている。令和9年度報酬改定に向けては、これまでどおり改めて議論を行う予定である。

(特例対象範囲)

問8 応急的な報酬単価の特例について、離島・中山間地域の配慮措置の場合、当該地域に従たる事業所がある場合には、配慮措置の対象となるのか。

(答)

地域のニーズへの配慮措置のみならず、今回の改定における配慮措置については、指定時の主たる事業所の状況や住所により判断するものとする。

(特例算定方法)

問9 応急的な報酬単価の対象外となる要件の一つに加算の算定があるが、加算の算定は1日単位であるため、1日ごとに適用の有無を確認することになるのか。

令和8年2月6日時点

(答)

1日でも対象加算の算定があれば、算定する当該一月分について、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

(特例算定方法2)

問10 新規申請の時点で応急的な報酬単価が適用された新規事業所が、その後、対象加算等の要件を満たした場合、月途中から単価を変更することになるのか。

(答)

問9の答のとおり、応急的な報酬単価の適用対象外となるのは、一月単位であるため、月途中で加算等の要件を満たしたとしても、適用対象外となるのは翌月からとなる。

(事業譲渡や吸収合併等の新規指定)

問11 国事務連絡(令和6年6月21日)「障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について」に基づき、事業譲渡や吸収合併等により、指定手続の簡略化や報酬上の実績の通算等を行った場合、応急的な報酬単価の適用対象外と考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(事業所移転に伴う新規指定)

問12 令和8年6月1日以降に、従たる事業所追加、単位追加、定員増加、住居追加(GHのサテライト含む)を行った場合でも、応急的な報酬単価の対象となるか。

(答)

応急的な報酬単価の対象となるのは、あくまで新規指定の場合に限るため、従たる事業所追加、単位追加、定員増加、住居追加等の場合は応急的な報酬単価の対象外とはなる。

ただし、新規事業所の開設を予定していた事業者が、今回の報酬改定を受けて、急きょ、事業所追加等により対応する場合も考えられる。その場合であっても、人員配置基準や設備基準を満たし、支援が行き届く体制になっているか等を確認した上で届出を受理していただきたい。

令和8年2月6日時点

なお、いわゆる「駆け込み申請」の場合と同じく、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい。

(サービス種別変更)

問 13 令和8年6月1日以降に、既存事業者がサービス種別を変更する場合(例：就労継続支援A型から就労継続支援B型への転換)は、新規指定として特例の対象となるか。

(答)

就労継続支援A型から就労継続支援B型への変更については新規指定を要するため、応急的な報酬単価の対象となる。

一方、グループホームのサービス種別変更については届出で足りるため、応急的な報酬単価の対象とならない。

(日中サービス支援型GHの短期入所)

問 14 日中サービス支援型グループホームで必置とされている短期入所については適用対象外でよいか。

(答)

短期入所は、日中サービス支援型の基準上必要な短期入所も含めて、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

令和8年2月6日時点

3. 重度障害児者等への配慮

(重度障害児者への配慮)

問 15 応急的な報酬単価の適用対象外となるものとして、「重度障害児者への配慮」があるが、詳細如何。

(答)

以下の報酬（現在検討中のもの）を1日以上算定している場合に、当該算定月の報酬単価について、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

◎就労継続支援B型・共同生活援助

- ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（共同生活援助のみ）
- ・ 医療的ケア対応支援加算（共同生活援助のみ）
- ・ 医療連携体制加算（Ⅳ）
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 高次脳機能障害者支援体制加算

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

- ・ 医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分1～3）
- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬

◎児童発達支援

- ・ 強度行動障害児支援加算
- ・ 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

◎放課後等デイサービス

- ・ 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 人工内耳装用児支援加算
- ・ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

(重度障害児者等への配慮2)

問 16 応急的な報酬単価の適用対象外について、対象の加算等を算定している場合、事業所全体が適用対象外となるのか。

(答)

<就労継続支援B型・共同生活援助>

利用者単位で算定する加算の場合は、その加算を算定している利用者についてのみ、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

一方、事業所の体制で算定する加算の場合は、事業所全体が応急的な報酬単価の適用対象外となる。

令和8年2月6日時点

◇利用者単位で適用対象外となる加算

- ・ 重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（共同生活援助のみ）
- ・ 医療的ケア対応支援加算（共同生活援助のみ）
- ・ 医療連携体制加算（Ⅳ）

◇事業所全体が適用対象外となる加算

- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 高次脳機能障害者支援体制加算

＜児童発達支援・放課後等デイサービス＞

利用者単位で算定する加算及び医療的ケア区分による基本報酬の場合は、これらを算定している利用者についてのみ、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

一方、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、事業所全体が応急的な報酬単価の適用対象外となる。

◇利用者単位で適用対象外となる加算、基本報酬

◎児童発達支援

- ・ 医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分1～3）
- ・ 強度行動障害児支援加算
- ・ 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

◎放課後等デイサービス

- ・ 医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分1～3）
- ・ 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・ 人工内耳装用児支援加算
- ・ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

◇事業所全体が適用対象外となる基本報酬

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬

（重度障害児者への特例適用対象外要件の確認方法）

問 17 実際のサービス提供と報酬上の評価が一致しないケースがあるが、適用対象外は届出のみで適用されるのか、サービス提供に合わせて適用するのか。サービス提供に合わせた場合に、実態の確認まで求めるのか。

（答）

加算等を算定した際に応急的な報酬単価の適用対象外となる。加算等に係る支援提供については、これまでと同様、通常の運営指導や指導監査等により確

令和8年2月6日時点

認されたい。

(重度障害児者への特例適用対象外要件期間)

問 18 適用対象外について、趣旨を鑑みると一定期間サービス提供の継続を条件とする事が望ましいと思うが如何か。

(答)

自治体の負担や事業者のシステム対応も考慮し、問9の答にあるとおり、報酬を1日以上算定している場合に応急的な報酬単価の適用対象外とする。

令和8年2月6日時点

4. 離島・中山間地域への配慮

(離島・中山間地域の配慮措置)

問19 離島・中山間地域の配慮措置について、詳細如何。

(答)

新規指定の事業所の所在地が居宅介護等の特別地域加算の対象となる地域にある場合に、応急的な報酬単価の適用対象外とする。

(参考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）（抄）

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

令和8年2月6日時点

5. 自治体が客観的に必要であるとした事業所の詳細

(自治体が客観的に必要であるとした事業所の詳細)

問 20 「自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所」について、どのようなものを想定しているのか。

(答)

以下に該当する事業所について、応急的な報酬単価の適用対象外とする。

- ①公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
- ②自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

①に関して、総量規制を行っているサービスについて、新規指定を行う際に公募を行っている場合は、当該公募が、サービスが不足する地域に設置する趣旨でなされるものであれば、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

また、②に関して、運営への補助（指定管理料を含む。）や、サービスの質や人材確保のための補助については、必ずしも地域のニーズを満たす趣旨とは限らないことから、応急的な報酬単価の適用対象外とはしない。

令和8年2月6日時点

6. システム関係

(請求システム改修への財政措置)

問 21 令和8年報酬改定により、自治体の請求システムの改修が必要となる場合の財政支援如何。

(答)

先般、交付要綱案をお示しした「令和8年度（令和7年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）」の補助対象とする予定。

(請求システムについて)

問 22 今回の令和8年報酬改定に係る請求システムの改修が必要となる場合に、必要な改修の内容（インターフェイス仕様書）について、いつ頃示されるのか。

(答)

令和8年2月中にお示しする予定。

令和8年度報酬改定Q&A（案）

<Q&A案の一部訂正について>

令和8年2月6日にお送りいたしました令和8年度報酬改定Q&A（案）の問10の回答については、以下のとおり訂正いたします。

令和8年度報酬改定Q&A（案）抜粋

「応急的な報酬単価の特例」

1. 基本報酬改定全般

（特例算定方法2）

問10 新規申請の時点で応急的な報酬単価が適用された新規事業所が、その後、届出に係る加算の要件を満たした場合等、月途中から単価を変更することになるのか。

（答）

~~問9の答のとおり、応急的な報酬単価の適用対象外となるのは、一月単位であるため、月途中で加算等の要件を満たしたとしても、適用対象外となるのは翌月からとなる。~~

問9の答のとおり、応急的な報酬単価の適用対象外となるのは、一月単位となるのが原則である。

その上で、加算を算定するために支援体制の届出が必要な以下の加算について、月途中で変更が生じた場合は以下のとおりとなる。

◎就労継続支援B型・共同生活援助

- ・重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（共同生活援助のみ）
- ・医療的ケア対応支援加算（共同生活援助のみ）
- ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・高次脳機能障害者支援体制加算

◎児童発達支援

- ・強度行動障害児支援加算
- ・人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

◎放課後等デイサービス

- ・強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- ・人工内耳装用児支援加算
- ・視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

(1) 月途中で加算を算定する場合

報酬告示留意事項通知（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知をいう。以下同じ）第一・1・(4)の取扱いに基づき、毎月15日以前に届け出た場合には翌月から、16日以降に届け出た場合には翌々月から算定することが可能となる。このため、当該算定可能時期にならない、応急的な報酬単価の適用対象外となる。

(2) 月途中で加算の体制を満たさなくなった場合

月途中で、加算を算定するための支援体制を満たさなくなった場合は、報酬告示留意事項通知第一・5により、当該加算の体制を満たさなくなった日から加算の算定は行わないものとされている。

一方で、応急的な報酬単価については、システム対応上の理由から、月に1回でも加算の算定があれば適用対象外とすることとしているため、その月において、加算の体制を満たさなくなった日の前日までに加算の算定があれば、当該月は応急的な報酬単価の適用対象外となる。

令和8年2月19日時点

令和8年度報酬改定Q&A（案）

「応急的な報酬単価の特例」（その2）

（共生型、基準該当）

問1 令和8年6月1日以降に、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、共生型障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービスによる新規の申請があった場合に、特例は適用するのか。

（答）

共生型障害福祉サービスや基準該当型サービスは、令和8年6月以降の新規指定申請であっても応急的な報酬単価は適用しない予定。

（多機能型）

問2 令和8年6月1日以降に、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、多機能型による新規指定や既存事業所への追加があった場合に、特例は適用するのか。

（答）

- ・ 既存のサービス事業所において、多機能型として令和8年6月1日以降に新規のサービス事業所の指定を取った場合、既存のサービス事業所については応急的な報酬単価は適用せず、新規のサービス事業所は応急的な報酬単価を適用とする。
- ・ 令和8年6月1日以降、多機能型の事業所として、新規に特例対象となるサービスの指定を取った場合は、該当する事業は全て応急的な報酬単価の対象とする。

（(旧)医療型児童発達支援の経過措置の取扱い）

問3 令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い、現在、経過措置で運営する(旧)医療型児童発達支援が、令和8年6月以降に、児童発達支援に移行する場合には、新規指定の扱いとなるが、特例の適用となるのか。

（答）

令和8年6月1日以降に、(旧)医療型児童発達支援より、児童発達支援に事業変更を行うため新規指定を行った場合には、応急的な報酬単価は適用しない。

(離島・中山間地域の配慮措置の運用)

問4 離島・中山間地域の配慮措置について、対象となる4サービスは特別地域加算の対象でないことから、システムでの確認ができないが、運用はどのようなのか。

(答)

御指摘のとおり、システム上の確認はできない。そのため、事業所指定の時点で、配慮措置の適用対象となることが確認された際には、都道府県等の指定権者から、指定申請事業者、指定権者の属する都道府県内の市町村に、その旨を伝達するといった対応を願いたい。(別紙1参照)

(自治体が客観的に必要であるとした事業所の審査)

問5 給付の実施主体となる市町村の二次審査について、具体的な手順を示されたい。

(答)

離島・中山間地域にある事業所及び自治体が客観的に必要であるとした事業所として、配慮措置の適用対象とすることについては、問4の答で示したとおりであり、市町村の二次審査での対応が必要となる場合がある。

その具体的な手順については、別紙2を参照いただきたいが、特に、都道府県等をまたいだ居住地特例の事例においては、問4の答にある指定時の指定権者の属する都道府県内の市町村への伝達のみでは対応が難しい。そのため、都道府県等をまたいだ居住地特例利用者において、二次審査で「警告」が表示された場合には、請求事業所の指定権者に対して照会を行った上で、審査を行っていただきたい。

（（旧）医療型児童発達支援の審査について）

問6 令和8年6月以降、（旧）医療型児童発達支援から児童発達支援へ事業変更にもとまない新規指定が行われた場合、システムでの確認ができないが、運用はどうなるのか。

（答）

御指摘のとおり、システム上の確認はできない。そのため、問4、問5の答と同じく、（旧）医療型児童発達支援から児童発達支援へ事業変更にもとまない新規指定が確認された際には、都道府県等の指定権者から、指定申請事業者、指定権者の属する都道府県内の市町村に、その旨を伝達するといった対応を願いたい。なお、円滑な事務実施のために、配慮措置が適用される事業所については随時集約し、都道府県等の指定権者から、指定権者の属する都道府県内の市町村に伝達することが望ましい。（別紙3参照）

また、市町村の二次審査での対応が必要となる場合の具体的な手順については、別紙4を参照いただきたい。

令和8年3月4日時点

令和8年度報酬改定Q&A（案）（第3弾）

「就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し」について

（見直しの対象/対象外となる場合について）

問1 令和5年度以降に開設した事業所（令和4年度の工賃支払実績がない事業所）は見直しの対象外となるか。

（答）

令和5年度以降に指定を受けた事業所は、令和4年度の工賃支払実績の有無にかかわらず、原則として見直しの対象となるが、令和5年度から令和6年度にかけて、区分が変わらない又は下がっている事業所については、見直しの対象外となる。

見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。

（見直しの対象/対象外となる場合について）

問2 見直しにより区分が下がる事業者は、令和5年度中の生産活動自体が活発で、純粋に工賃支払額が上昇した事業所も対象となるのか。

（答）

令和5年度から令和6年度にかけて区分が上がっている事業所については、その要因に関わらず、原則として見直しの対象となる。

見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。

（指定権者における届出時の確認の流れについて）

問3 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は、見直しの適用対象外とあるが、これを自治体において判断するのか。

その場合、令和5年度と令和6年度の報酬算定区分を単純に比較して判断してよいか。

また、これらを判定する指標又はシステム設計等はあるか。

（答）

見直し対象に該当するかについて、システムでの対応は困難であり、事業者の自己申告により対応することとなる。

指定権者におかれては、事業所が正しく区分の変更の届出を行うことができるよう、今回の見直しについて周知いただきたい。（見直しの対象外となる場合について、詳細は別添資料①を確認されたい。）

加えて、別紙のとおり、変更の届出に係る様式例を示すので参考としていただき、指定権者において、事業者が自己申告した届出について、必要な確認を行うこと。

(指定権者における届出時の確認の流れについて)

問4 令和8年6月に制度改正となった場合、見直しの適用となった事業者は令和8年4月15日までに令和7年度の実績に伴う届出を、令和8年6月15日までに改正後の区分の届出を行うのか。
また、どのように届出の内容を確認すればよいか。

(答)

(区分の届出について)

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定については、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、令和7年度の実績に伴う届出は令和8年4月中に行い、就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは令和8年6月施行となるため、当該見直しに係る届出は令和8年6月中に行うことを基本とする。

ただし、事業所・自治体における事務処理負担軽減のため、令和8年4月に、「令和8年4月・5月分」及び「令和8年6月以降分」の届出書を同時に提出させることとしても差し支えない。手続きの流れについては、別添資料②を、届出の様式例については、別紙を参考とされたい。(この場合、「令和8年6月以降分」の届出書の要件審査は令和8年6月分の算定に間に合えばよく、その旨、報酬告示の留意事項通知を改正予定。)

(内容の確認について)

令和8年6月以降は、基本的には【R8改定後の基本報酬区分】(※1)が適用になるため、多くの事業所が【R8改定後の基本報酬区分】であると考えられる。

そのため、基本的には、事業所から、区分変更の届出書を提出させ、必要な確認をしていただきたい。

ただし、【改定なしの区分】(※2)である事業所については、令和8年6月以降も区分が変わらないため、区分変更の届出書の提出は不要である。(指定権者は、1万5千円未満の事業所であることを確認する。)

また、見直し対象外の事業所においては、【従前の区分】(※3)が引き続き適用されるため、区分変更の届出書の提出は不要である。代わりに、見直しの対象外であることが分かる根拠書類(※4)を提出させ、必要な確認を行うこと。

※1 R8改定後の区分

(R8改定対象)(一)	4万8千円以上
(R8改定対象)(A)	4万5千円以上4万8千円未満
(R8改定対象)(二)	3万8千円以上4万5千円未満
(R8改定対象)(B)	3万5千円以上3万8千円未満
(R8改定対象)(三)	3万3千円以上3万5千円未満
(R8改定対象)(C)	3万円以上3万3千円未満
(R8改定対象)(四)	2万8千円以上3万円未満
(R8改定対象)(D)	2万5千円以上2万8千円未満
(R8改定対象)(五)	2万3千円以上2万5千円未満
(R8改定対象)(E)	2万円以上2万3千円未満
(R8改定対象)(六)	1万8千円以上2万円未満
(R8改定対象)(F)	1万5千円以上1万8千円未満

※2 改定なしの区分

(七)	1万円以上1万5千円未満
(八)	1万円未満
(九)	なし(経過措置対象)

※3 従前の区分

(R8改定対象外)(一)	4万5千円以上
(R8改定対象外)(二)	3万5千円以上4万5千円未満
(R8改定対象外)(三)	3万円以上3万5千円未満
(R8改定対象外)(四)	2万5千円以上3万円未満
(R8改定対象外)(五)	2万円以上2万5千円未満
(R8改定対象外)(六)	1万5千円以上2万円未満

※4 根拠書類

令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類等

(指定権者における運営指導時など年度途中の確認の流れについて)

問5 同一の平均工賃月額の場合であっても、見直しの対象となる事業所、対象とならない事業所が混在することになり、自治体の管理や運営指導時の負担が増大する。この点、容易に管理指導ができるような方法はあるか。

(答)

確認の方法については、問4と同様であるので、別添資料③を参考に、必要な確認をしていただきたい。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合①〉

別添資料①

①令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

①令和5年4月以前に指定を受けた場合

	令和4年度		令和5年度												令和6年度					令和7年度								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
パターンA	指定		経過措置期間(区分八)						支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※						R5平均工賃(新式)					R6平均工賃(新式)								
パターンB	指定		経過措置期間(区分八)						R5平均工賃(新式)						R5平均工賃(新式)					R6平均工賃(新式)								
															▲ ▲		この2ヶ所の工賃区分を比較する											
															▲ ▲		この2ヶ所の工賃区分を比較する											

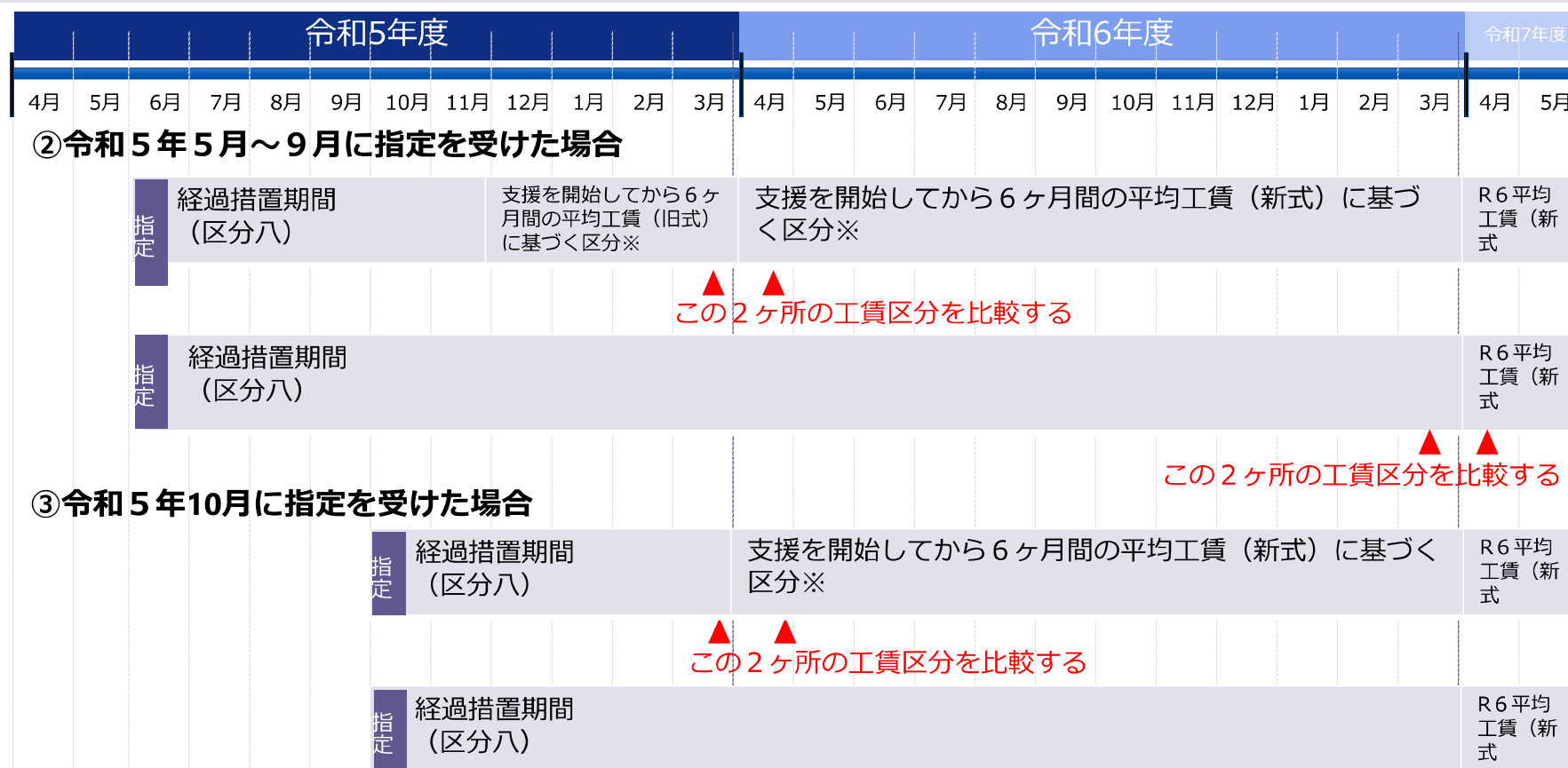
※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合②〉

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



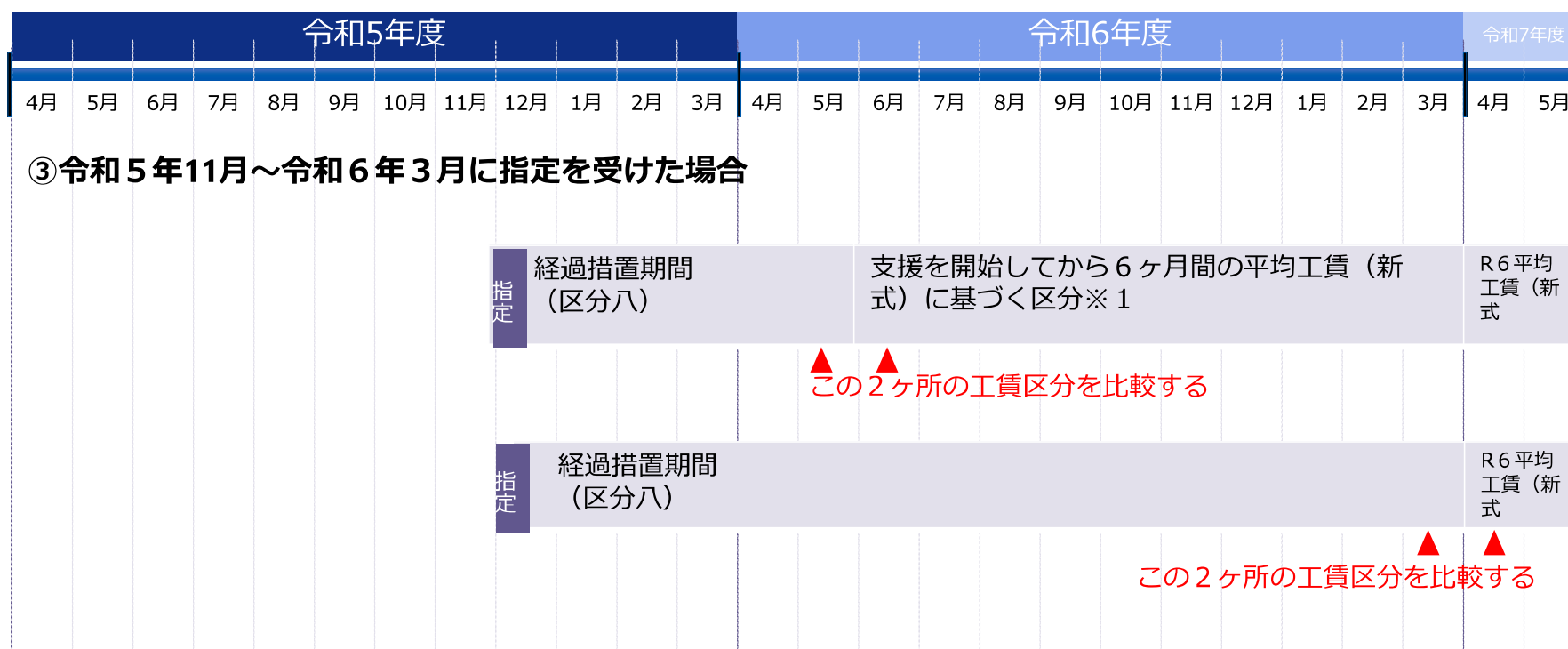
※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 〈見直しの対象外となる場合③〉

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

(経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない(区分八)場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。)



※1 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

※2 令和6年4月以降に指定を受けた場合、見直しの対象となる。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 7
(令和7年1月24日)

【 目 次 】

1. 生活介護、自立訓練、就労継続支援	1
(1) 就労移行支援体制加算	1

1. 生活介護、自立訓練、就労継続支援

(1) 就労移行支援体制加算

(就労移行支援体制加算について)

問1 同一の者について就労継続支援事業所等の利用と一般企業との離転職が複数回生じている場合、就労移行支援体制加算を複数回算定することは可能か。

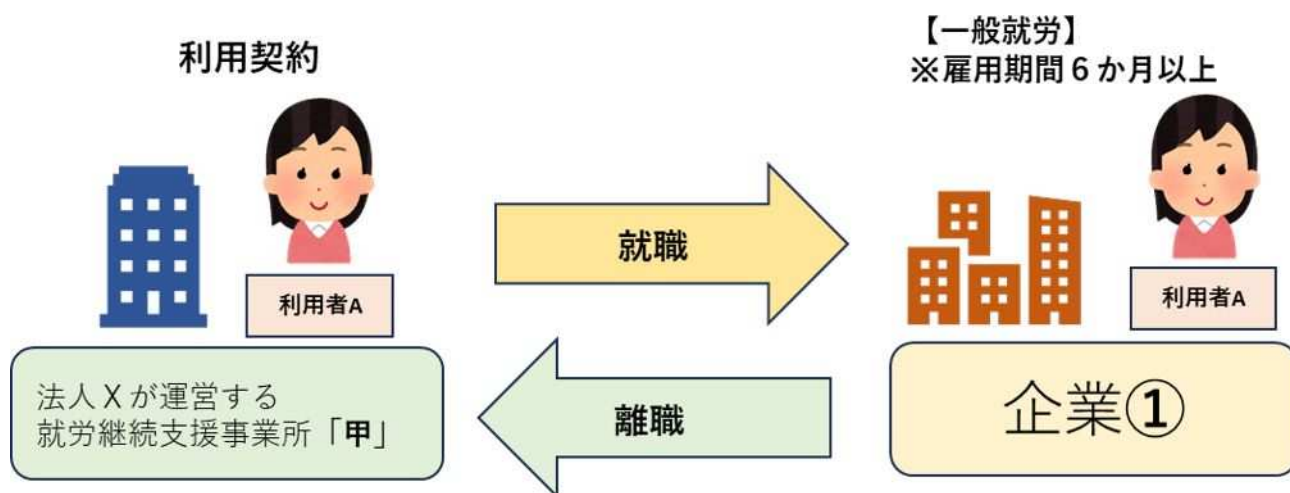
(答)

- 就労継続支援事業所については、障害者に対する福祉サービスとして、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う事業であり、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要である。
- そのためには、一般就労への移行後に着実な定着に繋げることを見据えた支援が必要であるとの観点から、一般就労に移行したという事実に加えて、定着に向け継続的な支援体制が構築されている事業所を評価することが必要であり、就労移行支援体制加算はそのような支援体制が継続して構築されていることについて評価するものである。
また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、報酬告示に「過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。」と規定しており、同一の利用者について過去3年間において当該加算を複数回算定することは原則想定しておらず、例えば下記の事例で示すようなケースでは、就労移行支援体制加算を複数回算定することはできない。
- 以上を踏まえ、指定権者においては、当該事業所の情報だけでなく、利用者本人や当該事業所の他の利用者、他事業所、一般就労先などの関係機関等からも情報を収集し、総合的に当該加算の算定の可否を判断されたい。また、支給決定を行う自治体においては、請求内容が不正と疑われるような場合には、指定権者への情報提供を行うなど、自治体間で適宜連携を図られたい。

(事例1)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に甲の利用者として再び受け入れ、さらに後日、再度企業①へ就職するなど、離転職を繰り返すケース。

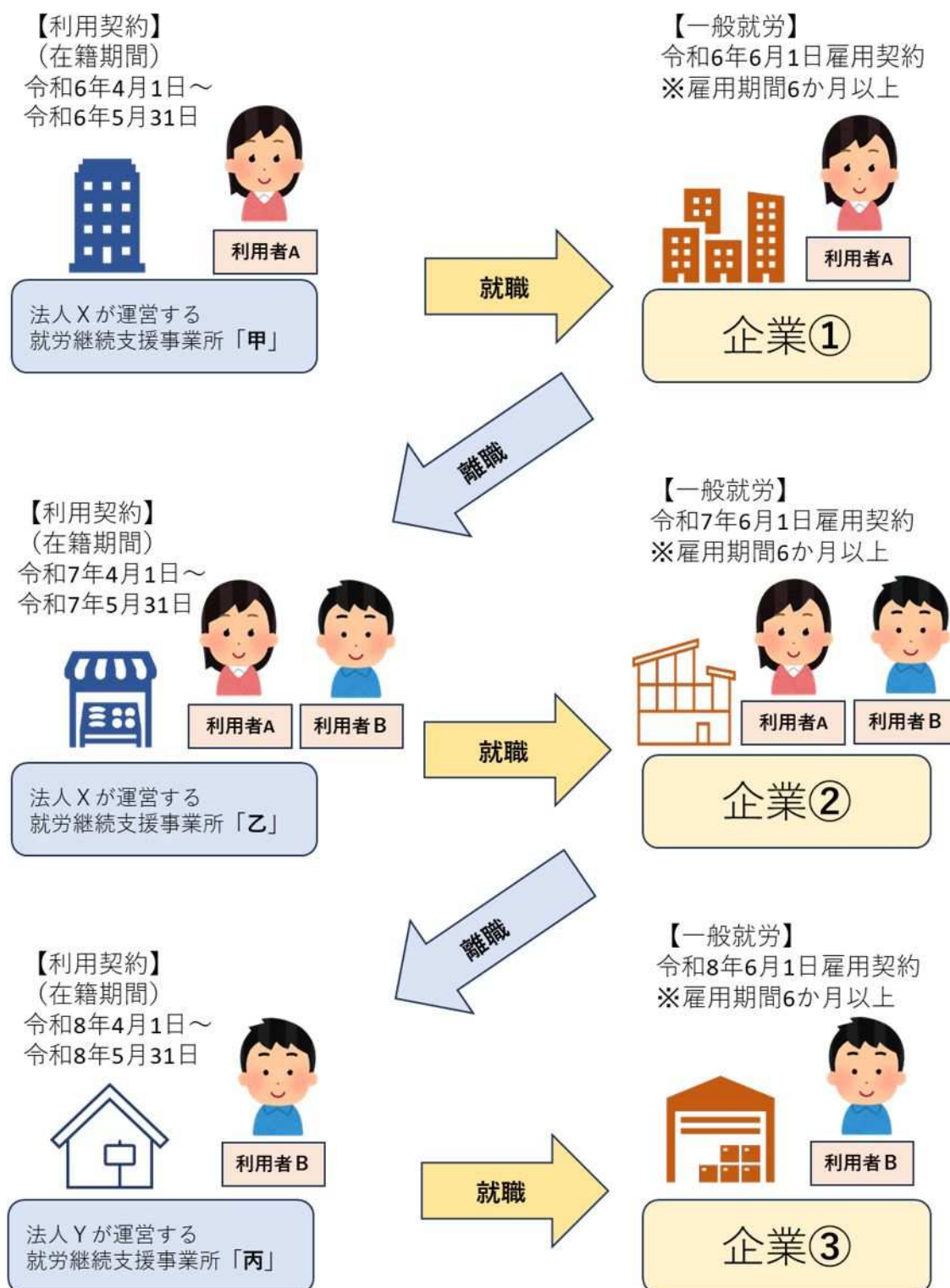
<例>



(事例2)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に、就労継続支援事業所乙の利用者として受け入れ、後日、企業②へ就職するなど、複数事業所及び企業間の離転職を計画的に繰り返すケース。

<例>



7 障第 3024 号
令和 7 年 2 月 18 日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

就労継続支援事業所の指定申請等について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
この度、厚生労働省から「就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて（令和 7 年 11 月 28 日付け障障発 1128 第 1 号）」が発出されたことを受け、本市における指定申請等に係る手続きについて、下記のとおり見直しを図ることとしました。

なお、本取り扱いは、岡崎市内の事業所の指定に関する取り扱いであり、他の指定権者の取り扱いとは異なることがありますので御承知おきください。

記

1 新規指定における審査について

- (1) 対象サービス
就労継続支援 A 型・B 型
- (2) 指定申請スケジュール

実施時期・期限	審査項目	提出書類
指定の 4 月前の月末	ア 事業計画書等 審査	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・既存事業所の実施状況一覧表 ・管理者経歴書 ・生産活動シート ・収支予算書 ・法人の財務状況が分かる書類 ・法人の登記簿、定款 ・生産活動別作業工程計画（就労 A のみ） ・その他岡崎市が必要と認めた書類
指定の 3 月前の月末	イ 管理者面談	
	ウ 図面審査	図面相談票 平面図
指定の 2 月前の月末	エ 指定申請審査	指定申請書一式
指定の 1 月前の中下旬	オ 現地審査	
	カ 指定	

ア 事業計画書等審査

指定希望者は、指定の4月前月末までに市障がい福祉課メールアドレス宛に事業計画書等を提出し、内容の不備等により補正を求められた場合、速やかに対応すること。

なお、適切な支援及び事業運営を行う観点から、事業所の管理者となる予定の者が責任をもって作成又は把握すること。

イ 管理者面談

アの審査後、市と日程調整の上、管理者面談を実施する。管理者は事業計画書等の説明を行い、市からの質問に対する回答を行う。指摘を受けた事項について改善対応を行うこと。

ウ 図面審査

従来通り

エ 指定申請審査

従来通り

オ 現地審査

主に以下の観点で実施する。

- ・指定基準で定められている設備要件が守られているか
- ・物件の改修工事が完了しているか
- ・消防署の指導による設備の設置が完了しているか
- ・サービス提供記録のひな型や掲示物、職員の出退勤管理等、運営基準の整備状況等

2 生産活動シートについて

就労継続支援事業所における生産活動等の実態把握を効率的に行う観点から、既存事業所においても毎年度6月頃に依頼する工賃(賃金)実績報告の際に生産活動シートの提出を求めることとします。必要に応じて、聞き取りの実施や追加で根拠書類の提出を求める場合があることに御留意いただき、詳細は別途依頼文を改めて発出します。

3 その他

(1) 本見直しは、**令和8年6月1日新規指定分から適用**します。

例) 6月1日(月)指定希望 ⇒ 事業計画書等の提出〆切2月27日(金)

(2) 本見直しにおける指定申請スケジュールは、就労継続支援事業の新規指定を希望された場合を想定したものですが、必要に応じて、他の障がい福祉サービス等の申請の際にも、確認させていただくことがありますので、御留意ください。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

7 障第 2638 号
令和 8 年 1 月 5 日

市内障がい福祉サービス等事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

障がい福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に
ついて（依頼）

日頃は、本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、障害福祉サービス等情報公表制度に基づき、障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「情報公表システム」）でサービスの内容等について報告を行っていただいているところですが、このたび、情報公表システムを用いて経営情報の報告を行うこととされました。

つきましては、別添「令和 7 年度岡崎市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱」（令和 7 年 9 月 1 日改訂）（以下、「実施要項」）及び「障がい福祉サービス等情報公表制度の施行について」（令和 7 年 9 月 1 日障障発 0901 第 1 号）をご確認いただき、下記のとおり経営情報についてご報告いただくようお願いいたします。

記

1 対象となる事業者、報告内容、方法、期限等
別添「実施要綱」のとおり。

2 留意事項

(1) 報告の単位

ア 経営情報の報告は、原則、事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

イ 報告に当たっては、障がい福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障がい福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点

から、経営情報（別添3）に掲げる事項については、できる限り障がい福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

(2) 報告が必須の情報

「経営情報」（別添3）のとおり。

(3) 報告対象の会計年度

経営情報において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まるものとする。

（例）

○ 令和6年度決算情報

会計年度の始期が「令和6年1月～12月」である障がい福祉サービス等事業所

例) → 会計年度が、令和6年1～12月、令和6年4月～令和7年3月、令和6年10月～令和7年9月等の障がい福祉サービス等事業所

(4) 報告の期限

経営情報の報告の期限は、当該障がい福祉サービス等事業者の毎会計経営情報年度終了後、3か月以内に行うものとする。

なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障がい福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

※会計年度の始期が令和7年1月から3月の場合、令和7年度の報告は令和8年4月から6月までに入力してください。（別添「障害福祉サービス等情報公表制度における令和7年度中に報告すべき経営情報の対象について」参照）

(5) 公表

経営情報データベースを活用して集計し、経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

※経営情報は、サービス、事業所もしくは法人ごとでの公表は行わない。

(6) 情報公表未報告減算

令和8年度より、経営情報について未報告である場合、情報公表未報告減算が適用されるものとする。

3 その他

- (1) 「基本情報」（別添1）二のへ「事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）」は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計

算書))を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

- (2) 基本情報「事業所においてサービスに従事する従業者に関する事項」の「一人当たり賃金」についての各項目の入力は任意とする。

4 システム入力にあたっての参考資料等

- (1) 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(平成30年4月23日付障発 0423 第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>

- (2) 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会(令和7年8月4日開催)の動画及び資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

- (3) 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板(システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所)

<障害福祉サービス等事業者向けページ>

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyō/>

- (4) 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

<電話番号>

0570-666-081 ※受付時間：平日 9:00～17:00

<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

令和7年度岡崎市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定障がい福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を次のとおり定める。

2 情報公表を行う障がい福祉サービス等

(1) 指定障がい福祉サービス（共生型障がい福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障がい者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障がい児相談支援

3 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障がい福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

4 基準日

令和7年4月1日

5 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 報告の内容

事業者が報告する具体的内容は、以下のとおりとする。

- (1) 令和7年4月1日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者
別添1 基本情報、別添2 運営情報及び別添3 経営情報
- (2) 令和7年4月1日以降に指定障がい福祉サービス等の提供を開始する事業者
別添1 基本情報

7 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障がい福祉サービス等情報公表システム」(以下、「公表システム」という。)を通じ市長へ報告するものとする。

なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

8 報告の開始

- (1) 令和7年4月1日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者
令和7年5月1日
- (2) 令和7年4月1日以降に指定障がい福祉サービス等の提供を開始する事業者
事業者等指定を受けた日(ただし、その日が(1)の開始日より早い場合は(1)と同じとする。)
- (3) 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

9 報告の期限

- (1) 令和7年4月1日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者
令和7年7月31日
- (2) 令和7年4月1日以降に指定障がい福祉サービス等の提供を開始する事業者
事業者等指定を受けた日から1か月以内(ただし、その期限が7月31日より早い場合は7月31日とする。)
- (3) 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。
なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

10 更新の取扱い

報告は、原則年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号

号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更があったときは、その都度、報告する。

11 障がい福祉サービス等情報の公表時期

- (1) 令和7年4月1日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者
令和7年9月下旬
- (2) 令和7年4月1日以降に指定障がい福祉サービス等の提供を開始する事業者
令和7年9月下旬又は報告後2か月以内のいずれか遅い日
- (3) 障害福祉サービス等事業者経営情報については、報告を受けた情報を属性等に
応じてグルーピングした分析結果を毎年度公表する。

12 是正命令を受けた事業者に係る障がい福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障がい福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うこと。

13 苦情等の対応

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は次のとおりとする。
岡崎市福祉部障がい福祉課施策係（電話 0564-23-6165）

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から適用する。

別添1

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
一 事業所等を運営する法人等に関する事項 イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ロ 法人等の代表者の氏名及び職名 ハ 法人等の設立年月日 ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先 ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) 法人等の代表者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名 法人等の設立年月日 法人等が都道府県内で実施するサービス ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ロ 事業所番号 ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名 ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日) ホ 事業所等までの主な利用交通手段 ヘ 事業所等の財務状況 ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) 従たる事業所の有無 所在地 指定事業所番号 事業所等の管理者の氏名及び職名 ・氏名 ・職名 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日 ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 事業所等までの主な利用交通手段 事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料) ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者 サービス別の項目(別紙参照)

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>イ 職種別の従業者の数</p> <p>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p> <p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無 <p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数 <p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 ・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数 ・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数 <p>サービス別の項目(別紙参照)</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者等の意見を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目 (別紙参照)</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
<p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	

別添2

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第二	運用情報
第一 サービスの内容に関する事項	6. 事業所等運営の状況
一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置	(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項
イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況
ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況	・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況
二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置	・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況	利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置
ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況	・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況
三 相談、苦情等の対応のために講じている措置	・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況
相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等の対応のために講じている措置
四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	・相談、苦情等の対応のための取組の状況
イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況	障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置
ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	・サービスの提供状況の把握のための取組の状況
五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
イ 相談支援専門員等との連携の状況	障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
ロ 主治の医師等との連携の状況	・相談支援専門員等との連携の状況
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置	適切な事業運営の確保のために講じている措置
イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
ロ 計画的な事業運営のための取組の状況	・計画的な事業運営のための取組の状況
ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況	・事業運営の透明性の確保のための取組の状況
ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況	・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況	・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のために講じている措置
安全管理及び衛生管理のための取組の状況	・安全管理及び衛生管理のための取組の状況
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況	・個人情報の保護の確保のための取組の状況
ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況	・サービスの提供記録の開示の実施の状況
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況	・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況
ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

別添3

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
第六十五条の九の八	経営情報
第三項 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの(次条において「経営情報」という。)	8. 経営情報
イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報 ・法人番号 ・会計年度 ・決算月 ・会計期間 ・法人等の採用している会計基準 ・消費税の経理方式 ・サービスの種類
ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容	事業所又は施設の収益及び費用の内容 ・会計の区分状況 ・会計期間 ・障害福祉サービス等事業収益 ・障害福祉サービス等事業費用 ・事業外収益 ・事業外費用 ・特別収益 ・特別費用 ・法人税、住民税及び事業税負担額 ・複数の障害福祉サービス事業の有無 ・障害福祉サービス等事業以外の事業の有無(医療、介護、その他) ・医療における事業収入 ・医療における延べ在院者数 ・医療における外来患者数 ・介護サービスにおける事業収益 ・介護サービスにおける延べ利用者数 ・就労支援事業・授産事業収益 ・措置費収益 ・その他の事業における収益
ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	職種別の職員数・職員給与の状況 ・入力単位 ・常勤・非常勤ごとの把握状況 ・職種別の常勤職員の人数 ・職種別の常勤職員の給与 ・職種別の非常勤職員の人数 ・職種別の非常勤職員の給与
ニ その他必要な事項	

報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係

1. 社会福祉法人会計基準

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	サービス活動増減による収益における、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、利用者負担金、補足給付費、特定費用の収益、その他の収益の障害福祉分(補助金事業収益(公費)、補助金事業収益(一般)除く)
うち自立支援給付費等収益	サービス活動増減による収益における、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	サービス活動増減による収益における、利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	サービス活動増減による費用(国庫補助金等特別積立金取崩額除く)
人件費	サービス活動増減による費用における、人件費(派遣職員費除く)
うち給与	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、以下の合計額 ・職員給料 ・職員賞与 ・賞与引当金繰入 ・非常勤職員給与
うち役員報酬	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、役員報酬、役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金
うち退職給付費用	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、退職給付費用
うち法定福利費	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、法定福利費
業務委託費	サービス活動増減による費用における、以下の合計額 事務費のうち、業務委託費 人件費のうち、派遣職員費
うち給食委託費	—
減価償却費	サービス活動増減による費用における、減価償却費
水道光熱費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費 サービス活動増減による費用における、事務費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費
その他の費用	サービス活動増減による費用における、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものと及び国庫補助金等特別積立金取崩額を除くもの
うち材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・給食費 ・介護用品費 ・医薬品費 ・診療・療養等材料費
うち給食材料費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、給食費
うち研修費	サービス活動増減による費用における、事務費のうち、研修研究費
うち本部費	—
うち車両費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、車両費
うち控除対象外消費税等負担額	—
3. 事業外収益	以下の合計額 ・サービス活動増減による収益における、補助金事業収益(公費)、補助金事業収益(一般) ・サービス活動外増減による収益 ・サービス活動増減による費用における、国庫補助金等特別積立金取崩額(正の額として換算) ・サービス活動増減による収益における、経常経費寄付金収益
うち受取利息配当金	サービス活動外増減による収益における、受取利息配当金収益
うち運営費補助金収益	サービス活動増減による収益における、障害福祉サービス等事業収益のうち、補助金事業収益(公費)、補助金事業収益(一般)

うち施設整備補助金収益	サービス活動増減による費用における、 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額(正の額として換算(注1))</u>
うち寄付金	サービス活動増減による収益における、 <u>経常経費寄付金収益</u>
4. 事業外費用	サービス活動外増減による費用
うち借入金利息	サービス活動外増減による費用における、 <u>支払利息</u>
5. 特別収益	<u>特別増減による収益</u>
6. 特別費用	<u>特別増減による費用</u>
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	—

(注1)社会福祉法人会計基準上、「国庫補助金等特別積立金取崩額」は費用として取り扱われているところであるが、本制度においては便宜上、「事業外収益」として取り扱う

2. 病院会計準則

(※)本通知のⅢの2にあるとおり、「医業・介護収益」「医業・介護費用」に係る事項を含め、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所においては、別添3に掲げる事項(医療における事業収入及び延べ在院者数、外来患者数、介護サービスにおける事業収益及び延べ利用者数)について併せて報告がある場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとする。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	医業・介護収益
うち自立支援給付費等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	医業・介護費用
人件費	医業・介護費用における、給与費
うち給与	医業・介護費用における、給与費のうち、以下の合計額 ・給料 ・賞与 ・賞与引当金繰入額
うち役員報酬	—
うち退職給付費	医業・介護費用における、給与費のうち、退職給付費
うち法定福利費	医業・介護費用における、給与費のうち、法定福利費
業務委託費	医業・介護費用における、委託費
うち給食委託費	医業・介護費用における、委託費のうち、給食委託費
減価償却費	医業・介護費用における、設備関係費のうち、減価償却費
水道光熱費	医業・介護費用における、経費のうち、水道光熱費
その他の費用	医業・介護費用のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの
うち材料費	医業・介護費用における、材料費
うち給食材料費	医業・介護費用における、材料費のうち、給食用材料費
うち研修費	医業・介護費用における、研修研究費のうち、研修費
うち本部費	医業・介護費用における、経費のうち、本部費配賦額
うち車両費	—
うち控除対象外消費税等負担額	医業費用における、経費のうち、控除対象外消費税等負担額
3. 事業外収益	医業・介護外収益
うち受取利息配当金	医業・介護外収益における、受取利息及び配当金
うち運営費補助金収益	医業・介護外収益における、運営費補助金収益
うち施設整備補助金収益	医業・介護外収益における、施設整備補助金収益
うち寄付金	—
4. 事業外費用	医業・介護外費用
うち借入金利息	医業・介護外費用における、支払利息
5. 特別収益	臨時収益
6. 特別費用	臨時費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税負担額

3. NPO法人会計基準

(※)本通知のⅢの2にあるとおり、報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所にあつては、別添3に掲げる事項(医療における事業収入及び延べ在院者数、外来患者数、介護サービスにおける事業収益及び延べ利用者数)について併せて報告がある場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとする。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	事業収益
うち自立支援給付費等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	事業費
人件費	事業費における、人件費(福利厚生費を除く)
うち給与	事業費における、人件費のうち、以下の合計額 ・給料手当 ・臨時雇賃金 ・ボランティア評価費用 ・通勤費
うち役員報酬	事業費における、人件費のうち、役員報酬
うち退職給付費用	事業費における、人件費のうち、退職給付費用
うち法定福利費	事業費における、人件費のうち、法定福利費
業務委託費	事業費における、その他経費のうち、業務委託費
うち給食委託費	—
減価償却費	事業費における、その他経費のうち、減価償却費
水道光熱費	事業費における、その他経費のうち、水道光熱費
その他の費用	事業費及び管理費のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したもの及び、支払利息並びに為替差損を除くもの
うち材料費	—
うち給食材料費	—
うち研修費	事業費における、その他費のうち、研修費
うち本部費	管理費(支払利息、為替差損を除く)
うち車両費	事業費における、その他経費のうち、車両費
うち控除対象外消費税等負担額	—
3. 事業外収益	経常収益のうち、事業収益を除くもの
うち受取利息配当金	経常収益における、その他収益のうち、受取利息
うち運営費補助金収益	—
うち施設整備補助金収益	—
うち寄付金	経常収益における、受取寄付金(資産受贈益、施設等受入評価益、ボランティア受入評価益を除く)
4. 事業外費用	事業費のうち、その他経費における、支払利息、為替差損 管理費のうち、その他経費における、支払利息
うち借入金利息	事業費のうち、その他経費における、支払利息 管理費のうち、その他経費における、支払利息
5. 特別収益	経常外収益
6. 特別費用	経常外費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	—

4. 企業会計原則、その他

(※) 前記1～3の会計基準を採用されている事業者においても、どの項目に含めるか判断に迷う場合は、以下を参考にされたい。

報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 障害福祉サービス等事業収益	売上高、役務収益、事業収益
うち自立支援給付費等収益	売上高、役務収益、事業収益の、障害福祉サービス等事業の自立支援給付費、障害児施設等給付費等の収益、補足給付費の収益
うち利用者負担金等収益	売上高、役務収益、事業収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 障害福祉サービス等事業費用	売上原価、役務原価、販管費、事業費
人件費	給与に係る費用
うち給与	職員に支払う俸給、諸手当及び賞与
うち役員報酬	役員(評議員を含む)に支払う報酬、諸手当
うち退職給付費用	職員に対する退職一時金、退職年金等(将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額)
うち法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用
業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)など事業所の業務の一部を他に委託するための費用、人材派遣会社に支払う金額
うち給食委託費	委託費のうち、給食を他に委託するための費用
減価償却費	固定資産の減価償却費
水道光熱費	電気、ガス、水道、灯油、重油等の費用
その他の費用	売上原価、役務原価、販管費、事業費のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの
うち材料費	利用者給食の食材、介護用品、医薬品、診療材料、衛生材料の消費額
うち給食材料費	利用者給食のための食材及び食品の費用
うち研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用
うち本部費	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
うち車両費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用
うち控除対象外消費税等負担額	仮払い消費税のうち、仕入控除の対象外となった金額(税抜会計の場合のみ計上)
3. 事業外収益	営業外収益(通常の事業以外の活動から経常的に発生する収益)
うち受取利息配当金	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益
うち運営費補助金収益	事業の運営に係る補助金、負担金の収益
うち施設整備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金のうち、当該会計期間に配分された金額
うち寄付金	経常経費に対する寄付金
4. 事業外費用	営業外費用(通常の事業以外の活動から経常的に発生する費用)
うち借入金利息	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額
5. 特別収益	特別利益
6. 特別費用	特別損失
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税

別紙

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
<p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態</p> <p>【生活介護】 運営規程上の開所日数（年間）</p> <p>【短期入所】 報酬区分</p> <p>【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型</p> <p>【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地</p> <p>全共同生活住居数</p> <p>全共同生活住居の定員数（合計）</p> <p>各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数</p> <p>【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 訪問による訓練の実施の有無</p> <p>【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）</p> <p>就労支援事業活動計算書</p> <p>就労支援事業別事業活動明細書</p> <p>【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無</p>
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
<p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早期対応の有無</p> <p>【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無</p> <p>【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制</p> <p>施設名（共同生活援助のみ）</p> <p>夜勤の職員数</p> <p>宿直の職員数</p>
四 サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
<p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>サービス別の項目</p> <p>【施設入所支援】 ユニットケアの有無</p> <p>【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無</p> <p>【生活介護】</p> <p>創作活動の実施状況の有無</p> <p>生産活動の実施状況の有無</p> <p>平均工賃（月額）</p> <p>【短期入所】 長期利用者数</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
	【共同生活援助】
	新規入居者数
	退居者数
	うち一人暮らしへの移行者数
	入居者の主な日中活動の場
	入居者の平均年齢
	最高齢者の年齢
	最年少者の年齢
	個人単位居宅介護利用者の数
	【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数
	【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容
	【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数
	【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場
	【就労移行支援、就労継続支援A・B型】
	一般就労への移行者数(移行率)
	一般就労先での定着者数(定着率)
	【就労移行支援】
	一般就労までの平均利用期間
	訓練中の怪我等に対する保険の有無
	一般就労への移行後の定期的な支援の有無
	【就労継続支援A型】
	主な生産活動の内容
	利用者数
	平均賃金
	社会保険の加入の有無
	昇給の有無
	賞与の有無
	退職手当の有無
	生産活動収入(年間売上高)
	生産活動経費
	賞金支払総額
	平均労働時間
	離職者数
	【就労継続支援B型】
	主な生産活動の内容
	平均工賃
	生産活動収入(年間売上高)
	生産活動経費
	工賃支払総額
	退所者数
	訓練中の怪我等に対する保険の有無
	【就労定着支援】 過去3年の職場定着率(支援開始後)
	【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無
	【児童発達支援】
	児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
	保育所や幼稚園等と併行通園している利用者的人数
	併行通園先との連携の有無

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
	【放課後等デイサービス】
	放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
	学校との連携の有無
	【福祉型・医療型障害児入所施設】
	小規模グループケアの実施の有無
	【地域相談支援(地域移行支援)】
	利用期間が6か月を超える利用者の数
	地域生活への移行者数
	宿泊支援の設備の有無
	【地域相談支援(地域定着支援)】
	利用期間が1年を超える利用者の数
	一時的な滞在による支援を行う場所の有無
	【施設入所支援、共同生活援助】
	「地域連携推進会議の実施状況」
	「外部の者による評価又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものの評価の実施状況」
	【自立訓練(機能・生活訓練)】
	支援プログラムの内容の公表の有無
	利用者の生活機能の改善状況等の評価結果の公表の有無
	【共同生活援助】
	移行支援住居の有無

7 障第 3270 号
令和 8 年 3 月 13 日

指定就労継続支援 A 型事業者 様

岡崎市長 内田 康宏

就労継続支援 A 型の自己評価未公表減算の取扱いについて（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）により、指定就労継続支援 A 型事業者は、厚生労働大臣が定めるところにより自ら運営状況を評価し、その結果を 1 年に 1 回以上、障がい福祉サービス等情報検索ウェブサイトにおける公表が義務づけられています。さらに、指定就労継続支援事業所のホームページ等による公表についても可能な限り実施することとされています。

また、この公表方法及び公表内容を指定権者に届け出していない、期限までに公表が確認できない場合については令和 8 年 5 月のサービス提供分より通所給付費 15% 減算の対象となりますので、下記のとおり御対応をお願いいたします。

記

1 対象事業所

令和 7 年 4 月 1 日までに指定を受けた就労継続支援 A 型事業所

2 公表方法

- (1) 障がい福祉サービス等情報公表システムに下記ア～オの様式等をアップロードし、承認申請を行ってください。
- (2) 下記ア～オを障がい福祉課施策係にメールにて送付してください。
 - ア（別紙 57）スコアの公表状況に関する届出書
 - ・公表方法の「①WAM ネット」に○印を記入してください。
 - ・WAM ネット以外でも公表している場合、公表場所の URL を記入してください。
 - イ（様式 2-1）就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（全体）
 - ウ（様式 2-2）就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（実績）

エ（様式 2-3）就労継続支援 A 型事業所における地域連携活動実施状況報告書

※評価項目「地域連携活動」のスコアを算定する場合のみ

オ（様式 2）就労継続支援 A 型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書

※評価項目「利用者の知識・能力向上」のスコアを算定する場合のみ

なお、経営改善計画書を作成している事業所においては、当該経営改善計画書も併せて公表することが望ましいとされていますので、御検討ください。

3 公表期限

令和 8 年 4 月 30 日（木）

4 留意事項

- (1) 評価の実施にあたっては、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和 3 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号）」を参考にしてください。
- (2) 評価項目のうち「生産活動」における会計年度（事業年度）の終了日が 3 月 31 日と異なる場合の取扱いについて、令和 7 年 3 月 31 日障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A Vol. 8 問 3 を参考としてください。
- (3) 自社ホームページ等による公表を行う場合は、ログインが必要など特定の人物しか閲覧できない状態とならないようにしてください。
- (4) 公表にあたっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障がいや知的障がい等、障がい特性に配慮した対応を併せて実施するよう努めてください。

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp

障がい福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い（岡崎市）

1 対象

<障害者総合支援法>

障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設設置者、地域相談支援事業者、計画相談支援事業者、移動支援事業者、日中一時支援事業者、地域活動支援センター設置者、福祉ホーム設置者

<児童福祉法>

障がい児通所支援事業者、障がい児入所施設設置者、障がい児相談支援事業者（以下、「事業者等」という。）

2 報告を要する事故等

事業者等は、次の①～④の場合、報告を要する。

	報告事項区分	報告内容説明
①	サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ケガの程度は外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない。 ※ 擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。 ・「サービスの提供による」とは、送迎、通院中も含むものとする。 ・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
②	食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルス、その他の感染症（食中毒含む）が発生した場合とする。 ※ 感染症集団発生報告書の提出対象となる以下ア～ウの場合に限る。（保健所生活衛生課にも一報すること） ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。 イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発

		<p>生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。
③	職員（役員、従業者）の法令違反、不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に影響があるものとする。 （例：利用者からの預かり金の横領等） ※役員等の法令違反については利用者の処遇に影響があるものに限られない。また、当該役員がサービス提供に従事していたかは問わない。 ※法令違反とは罰金以上の刑に処せられるものをいう。
④	その他、報告が必要と認められる事故・事態の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・例：利用者等の保有する財産を滅失させた。 例：サービス提供中に行方不明になった。 例：利用者・家族等に関する個人情報を紛失・漏洩した。 例：重大な生命・身体事故等が発生するおそれのあるもの（火災、使用中遊具の支柱が折れて著しい危険が生じたなど）等

3 報告の方法

事業者等は、事故等が発生した場合、速やかに「障がい福祉サービス事業者等事故等報告書」を提出する。

- ※ 報告先で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えない。
- ※ 急を要する場合は、電話にて第一報を報告すること。
- ※ 必要に応じ、その後の経過について、順次報告すること。

4 報告先

事業者等は、事故等が発生した場合、次に掲げる機関へ報告をする。

- ① 事業者等を指定する県又は市町村
- ② 利用者の支給決定をしている市町村
- ③ 事業所が所在する市町村

- ※ 個人情報の取扱いに十分注意すること。

5 本市の連絡・報告先（障がい福祉課施策係）

【第一報連絡先】

電話：0564-23-6165

【事故報告書報告先】

郵送：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所福祉部障がい福祉課施策係

メール：shogai@city.okazaki.lg.jp